

当文教厚生委員会に付託された案件については、7月2日、午後1時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第53号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第55号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

学校給食センターの調理実習室を一般開放することの目的はどのようなか。とに対し、

給食メニューの試作や学校給食センター主催の料理教室等に使用している調理実習室を、一般の方にも使用できるようにし、食育の推進を図るものです。とのこと。

調理実習室の一般開放は平日のみとのことだが、休日に一般開放は行わないのか。とに対し、

調理実習室の管理は、給食センターの職員が行うため、現時点では職員が対応可能な平日に限定していますが、今後の利用状況やニーズを加味し、適宜見直しを行っていきます。とのこと。

調理実習室の一般開放を行うことを、市民にはどのように周知するのか。とに対し、

市報や市のホームページを活用し周知を行います。とのこと。

使用料全額免除の区分である、「その他教育委員会が必要と認めたもの」とは、具体的にはどのような場合を想定しているのか。とに対し、

例えば、災害などで外部団体が被災者支援のために利用するといった公共性の高いケースは、この区分に該当すると考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。